

[事案 29-127] 契約無効請求

・平成 29 年 7 月 28 日 不受理決定

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

申立人の元経理担当役員が、会社は無断で終身保険を契約し、その後個人名義に変更していたことを理由に、契約を無効とする、または法人名義に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、元経理担当役員は現在行方不明ということであり、契約時の状況や個人名義に変更したときの状況を把握できず、また当審査会においては重大な利害関係を有する同役員の主張・立証等の機会を確保することもできないことから、申立てを不受理とした。